

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、静岡県民主医療機関連合会労働組合から次の事件に関し争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月13日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 事件

2018年度賃上げ要求、夏季一時金の賃上げ要求、増員等要求

2 日時

平成30年3月15日午前8時30分以降 争議目的が解決するまで

3 場所

三島市八反畑120-7 三島共立病院玄関前

静岡市葵区田町5-90 静岡田町診療所玄関前

浜松市中区佐藤1-22-22 浜松佐藤町診療所玄関前

4 概要

第3項に掲げる場所において、ストライキと宣伝及びビラ配布などあらゆる争議行為を行う。